

大阪産業大学社会連携ポリシー

制 定 令和元年12月24日

大阪産業大学（以下「本学」という。）は、「知の創造拠点としての役割」や「大学の使命である社会貢献」を果たすため、社会還元の一つとして社会連携活動に取り組みます。

社会連携活動の推進を通じ、知的財産の創造・保護・活用、地域連携活動などに努め、本学建学の精神である「偉大なる平凡人たれ」に基づき、社会発展に寄与できる人材育成に努めます。

これら使命を果たすため、本学の社会連携ポリシーを以下のとおり定めます。

1. 産業界との連携

社会連携による共同研究・受託研究等の連携研究を、研究分野を問わず積極的に推進します。創出された研究成果（知的財産）については、産業界へ積極的に技術移転することにより社会に還元します。

2. 知的財産

社会連携により創出された研究成果（知的財産）は、広く社会に還元するために知的財産権として保護し、その普及・活用に努めます。

3. 地域振興

地域の産業や文化の振興のため、地域産業界、国・地方自治体等との社会連携を積極的に推進し、地域社会貢献に努めます。

4. 人材育成

社会連携を通じた教育により、社会および産業界の課題を解決することができ、社会発展に貢献できる人材を育成します。

5. 情報公開

研究成果の社会還元を促進させるため、技術シーズや特許情報等を発信し、学内外に対して透明性を確保します。

6. 説明責任

本学の教職員は、「学校法人大阪産業大学倫理規程」をはじめ「大阪産業大学利益相反マネジメント規程」、「研究に関する方針」等を遵守し、組織運営や社会連携活動において説明責任を明確にした運営を行います。